

# 申告が必要か確かめましょう～市県民税申告フローチャート～

フローチャートで申告が必要か・不要か確認してください。

**B**または**C**に該当した人は申告が必要です。

はい → いいえ

## スタート

令和6年1月1日に鹿沼市に住民登録がありましたか？

令和6年1月1日時点で住民登録をしていた市町村に、申告が必要か確認をしてください。

令和5年1～12月の間に収入はありましたか？

誰かの税法上の扶養になっていますか？

主な収入の種類は何ですか？（下の①②③から選択）

### ①年金収入の人

年金以外に収入はありましたか？

年金以外の所得金額（収入－経費）が20万円を超えますか？

**C** **B**※

※20万円を超えない収入の種類が給与収入の場合は、申告は不要です。

年金収入が148万円以下ですか？（65歳未満の人は98万円以下）

**A**

国民健康保険料・医療費・寄附金等の控除を追加しますか？

**B** **A**

※年金収入が400万円以上の人は、確定申告が必要な場合があります。

### ②給与収入の人（パート・アルバイトを含む）

次のいずれかに該当しますか？  
・2カ所以上から給与がある（退職した勤務先分を、現在の勤務先で年末調整した人は除く）  
・勤務先で年末調整をしていない  
○上記いずれの場合も、所得控除の合計額が所得金額より大きいときは、「いいえ」にお進みください

**C**

給与以外の所得がありましたか？

給与以外の所得金額（収入－経費）が20万円を超えますか？（年末調整をしていない給与収入がある場合は合計する）

**C** **B**※

医療費、寄附金等の控除を追加しますか？

**A**

源泉徴収票に記載のある「源泉徴収税額」は0円ですか？

**B** **C**

※20万円を超えない収入の種類が公的年金収入の場合は、申告不要です。

### ③ ①と②以外の人（農業・営業・不動産等）

所得金額（収入－経費）が所得税の所得控除よりも大きいですか？

**C** **B**

### ●申告についての注意点

- ・確定申告を済ませた人は、市県民税の申告は必要ありません。
- ・収入が遺族年金や障害年金のみの方は、申告不要の場合があります。
- ・**A**に該当する人でも、令和5年中の所得の証明書等が必要な場合は、申告してください。
- ・**B**に該当し、医療費・寄附金など控除の追加で申告する人でも、もともと税額が0円の人は申告が不要の場合があります。
- ・**C**に該当しない人でも、以下の申告は鹿沼税務署で申告してください。
  - ①青色申告
  - ②令和5年中に家を新築し、住宅借入金等特別控除を適用する申告
  - ③給与収入2,000万円以上の場合

### チャート結果

- A**…確定申告も市県民税申告も不要です。
- B**…市県民税の申告が必要です。
- C**…所得税の確定申告が必要です。

